

平成 25 年 1 月より特定役員の退職金課税が強化！

平成 25 年 1 月より特定役員に対する退職金課税が強化されます。今回はその内容および注意点について、Q & A で解説していきます。

Q 1 特定役員とは、どのような役員ですか？

A 1 特定役員とは、役員等の勤続年数が 5 年以下である人をいいます。役員等としての勤続年数が 5 年以下の人のみ、課税が強化されます。したがって、長く役員をやっている方については、今までと同様ですのでご安心ください。なお、勤続年数に 1 年未満の端数がある場合は、1 年に切り上げることになります。また、ここで言う役員等とは、次の人をいいます。

- ・ 法人税法上の役員（取締役、監査役など）
- ・ 国会議員および地方公共団体の議会の議員
- ・ 国家公務員および地方公務員

通常の役員の他に、議員や公務員も含まれるのが特徴的です。

Q 2 特定役員に対する退職金課税は、どのように強化されたのですか？

A 2 一般の退職金に対する税金は、退職金の額から勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 に対して課税されることになっています。これに対して、特定役員の退職金は、退職所得控除額を控除した残額がそのまま課税対象となり、2 分の 1 課税の適用が受けられないことになりました（図表 1 参照）。一般の退職金に比べて、課税対象額が倍になるということです。

Q 3 この改正は、いつの分の退職金から適用されるのですか？また、いつの分の退職金かの判断はどのように行うのですか？

A 3 この改正は、平成 25 年分以後の所得税・住民税について適用することとされています。また、退職金はその「収入すべきことが確定した日」が平成 25 年 1 月 1 日以後であれば、改正後の法令が適用されることとなります。この「収入すべきことが確定した日」とは、原則として退職の日ですが、役員に支給される退職金で、その支給について株主総会や取締役会等の決議を要するものについては、その決議があった日となります。ただし、その決議が退職金を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日となります。

Q 4 従業員から役員になった人の場合、役員等の勤続年数が 5 年以下であるかどうかの判定は、役員としての勤続期間だけで判断すればいいのですか？また、使用人兼務役員の場合、役員等の勤続年数はどのように判断するのですか？

A 4 退職金の支払者の下において、役員として勤務した期間だけを取り出して、その年数が 5 年以下であるかどうかにより判定します。また、使用人兼務役員であっても、役員であることには変わりませんので、その期間も含めて役員等の勤続年数を判定することになります。

Q 5 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職金の支給を受ける場合、特定役員の退職金かどうかの判定はどのように行うのでしょうか？

A 5 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職金の支給を受ける場合は、それぞれの退職金ごとに、役員等の勤続年数が 5 年以下かどうかを計算し、特定役員に対する退職金かどうかを判定します。

Q 6 退職所得控除額の計算方法は、一般の退職金と特定役員の退職金とで異なるのでしょうか？

A 6 支払を受ける退職金が、一般の退職金であっても、特定役員の退職金であっても、退職所得控除額の計算方法は同じです。なお、計算方法については図表 2 のとおりです。

Q 7 同一年中に、一般の退職金と特定役員の退職金の支払いを受ける場合で、それぞれの勤続期間のうちに重複する期間がある場合には、退職所得控除額はどのように計算するのでしょうか？

A 7 たとえば取締役営業部長のように、使用人兼務役員として勤務している期間は、従業員の勤続期間と役員の勤続期間が重複していることになります。この場合において、役員を退職した時に、従業員分の退職金と役員分の退職金を合算して支払いを受けることはよくあることです。この役員分の退職金が特定役員の退職金に該当した場合には、図表 3 のように退職所得控除額の計算が、少し複雑になってきます。重複している勤続年数については、1 年あたり 20 万円で計算するということになります。特定役員の退職所得控除額は 2 分の 1 課税がなくなりましたので、このように重複している部分の退職所得控除額を明確に計算する必要があるのです。

Q 8 同一年に、同じ会社から一般の退職金と特定役員の退職金の支払いを受ける場合、退職所得金額はどのように計算すればよいのでしょうか？

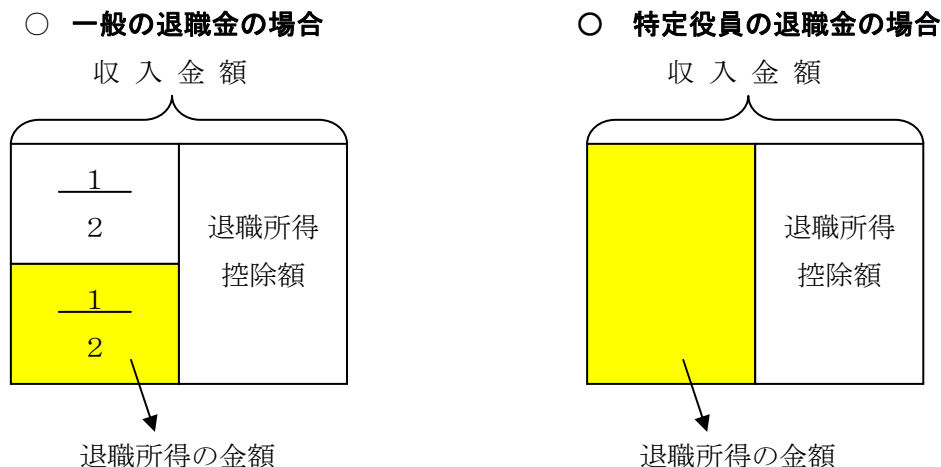
A 8 総勤続年数 13 年、内従業員の勤続年数が 10 年で退職金 500 万円、役員の勤続年数は 3 年で 300 万円の場合の退職所得金額の計算を、図表 4 に掲げました。ご確認ください。

以上、平成 25 年 1 月より役員等の勤続年数が 5 年以下の場合は、十分ご注意ください。

平成 25 年 1 月 7 日

東京メトロポリタン税理士法人

図表 1 【退職所得の計算】



図表 2 【退職所得控除額の計算】

勤続年数が 20 年以下の場合 : 40 万円 × 勤続年数
勤続年数が 20 年超の場合 : 800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

図表 3 【一般の退職金と特定役員の退職金の勤続期間が重複する場合の退職所得控除額の計算】

一般退職所得控除額 = 退職所得控除額 - 特定役員退職所得控除額
特定役員退職所得控除額 = 40 万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20 万円 × 重複勤続年数

図表 4 【具体的な退職所得金額の計算】

特定役員退職所得控除額 = 40 万円 × 3 年 = 120 万円
一般退職所得控除額 = 40 万円 × 13 年 - 120 万円 = 400 万円
退職所得金額 = (300 万円 - 120 万円) + {(500 万円 - 400 万円) × 1/2} = 230 万円